

平成30年度

国の予算・制度等に関する要望

東京ビル政連は11月10日、自由民主党本部で開催された東京都支部連合会の「平成30年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に参加。以下の平成30年度の「国の予算・制度等に関する要望」を手交して、業界の現況及び要望について説明し、支援を訴えた。聴取会の様子は次号で紹介する。

1 公共建築物等の維持管理に関する要項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

一昨年6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となりました。東京都においては、一部価格指向の入札・契約制度改革の動きもありますが、品質重視の方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について調査を行い、昨年11月末には国土交通省が公共工物品質確保に関する議員連盟総会説明が実施されたと同っています。他方、昨年末厚生労働省が清掃業務を対象に行った調査については、公表の予定はないとのことですが、厚生労働省には是非、ビルメンテナンス業務に関する説明・公表をして頂きたい。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について

公共サービスの改革に関する法律が施行され10年が経過し、市場化テストも終了プロセス又は新プロセスへ移行する案件が増えてきています。一部の施設において、依然として課題が残っており、以下のとおり要望します。

ア総務省、官民競争入札等監理委員会の意向を踏まえ、最近、市場化テストとはいえ国土交通省は包括管理を進める一方、総務省は総合管理を分割発注し、統括管理担当会社に管理のまとめを指示する方式を進めようとしています。後者は競争入札を押し進めるあまり品質の確保が難しくなるように思えますので、市場化及び管理の確保と競争性

算を組むのではなく、品質確保に不可欠な適正な施設管理予算の確保に努めていただきたい。

(2) 予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業者の提案内容の審査能力などを一層向上していただくとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。

六障害者雇用の促進に関すること

入札・契約制度において、障害者雇用を促進するための制度改革を進めていただきたい。

(1) 障害者雇用促進モデル入札を一年で廃止してしまったが、障害者雇用の促進のための有益な取り組みであるので、復活していただきたい。その際、障害者雇用に積極的な業者がより参加しやすいよう、対象となる等級の拡大を図っていただきたい。

(2) 入札参加資格定期受付の際の審査事項について、実雇用率2・2%以上は雇用率増に依りて、段階的に加点する仕組みを検討いただきたい。

(3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

イ国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札

関与が不可欠と考えます。

(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定するインスペクター等による品質評価の導入、あるいは、仕様書にインスペクション実施を盛り込み、予定価格に必要経費を計上する等の対応を検討していただきたい。

(5) 業務品質の向上を図るため、すべての履行評価結果の公表について検討していただきたい。また、履行評価Aの業者に対する優遇措置を行うとともに履行不良な業者については、翌年度の入札参加から外すなど毅然とした措置をとっていただきたい。

(6) 工事契約の入札では、ダンピング対策として「入札ボンド制度」が既に導入されている。業務委託の入札においても、ダンピング入札防止施策の一環として、例えば、1件5千万円以上の規模の大きい案件に限定するなどの方法で、「入札ボンド制度」導入について検討していただきたい。

五十分な予算措置及び適正な予定価格の設定に関すること

良好な品質の確保 適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与するので、引き続き要望します。

(1) 予算額積算に当たっては、前年度実績を基に年度の予

(1) 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する資料の提出を求めている。

(2) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、完全履行を実現させる取り組みを進めていただきたい。

(3) 建築物における衛生管理の確保に関する法律第12条の2に基づく知事登録や一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークは、事業者の業務遂行能力を示す合理的な指標となりえるものであり、ガイドラインでも必要に応じて考慮することを勧めている。入札契約段階で、これらの要件を考慮していただくよう強くお願いしたい。

(4) 平成28年4月に業務委託成績評定実施要領の見直しが行われ、履行評価が一層前進することを期待するところであるが、適正な履行評価を実施するには専門家の

い。

(4) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料(直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳)の提出を求めている。

(5) ビルメンテナンス業務の人件費割合は85%程度と言われており、業務の品質を確保するため、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

三低入札価格調査制度の導入について

業務委託入札に低入札価格調査制度を導入する場合には、協会と十分に協議するとともに、以下の事項について十分な配慮をお願いしたい。

(1) 予め設定する低入札価格調査基準の基準値については、(5)で述べたとおり、ビルメンテナンス業務の人件費割合が85%程度と言われていることから、80%から85%の範囲で設定していただきたい。

四契約内容の履行確保と入札参加資格の審査に関すること

委託業務の品質確保を図るため、本来の専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評

価が必要で

に、総合管理案件においては、異なった業態の業者の共同が有効であるので、JVでの入札参加を認めるよう検討いただきたい。

(6) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要なので、入札時期の前倒しをお願いしたい。

二 最低制限価格の導入に関すること

業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないように、以下の事項について十分な配慮をお願いしたい。

(1) 落札金額を次年度の予定価格の参考とすることは絶対に行わず、毎年度適正な予定価格を設定していただきたい。

(2) ガイドラインにも記載されているとおり、予定価格を事前に公表することは、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事態が生じかねないので、事前公表はやめていただきたい。

(3) 業者指名の段階で、適正な履行能力を十分に審査し、適正な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい